

そくほう

2024年10月2日
第2号
福岡県高等学校教職員組合
編集責任者 秋山 聡

福岡県人事委員会の勧告

福岡県人事委員会は、10月2日に県知事と県議会議長に対し、教職員を含む県職員の2024年度給与改定について勧告・報告を行いました。概要をお知らせします。

- ・月例給は、若年層に特に重点を置きつつ、全職員を対象に給料表の改定を勧告
- ・3年連続でボーナスを引き上げ（0.1月）4.5→4.6月（暫定再任用者は0.05月引上げ）2.35→2.4月

<人事委員会勧告のポイント>

【月例給】 俸給表の改定による引上げ

民間給与との較差（行政職平均年齢40.1歳 平均経験年数19.3年の平均給与月額）

民間の給与（A）	職員給与（B）	差（A-B）
376,514円	366,324円	10,190円(2.78%)

【一時金】 期末・勤勉手当を0.10月分、引き上げ（4.50月を4.60月へ）

・民間との比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A-B）
4.59月	4.50月	0.09月

・改定の内容

民間の年間支給割合に見合うよう、0.10月分引き上げ

- ・4.50月分→4.60月分（引き上げ分は期末手当・勤勉手当に均等に配分）

（参考）職員（行政職）の年間給与（月例給+ボーナス）の平均額

改定前 6,046,039円 改定後 6,149,889円 増減額 103,850円（1.72%）

【諸手当】

- ・扶養手当…配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子に係る手当の月額を13,000とする
- ・地域手当…県内一律としてきたこれまでの経緯や本県実情を踏まえ検討
- ・再任用職員の諸手当…地域手当、住居手当を支給

【働き方改革の推進と勤務環境の整備等について】

- ・校長等の管理職員が、率先して業務の見直しや効率化・合理化を進め、教職員の勤務時間の適正化や負担軽減を行うことが極めて重要である。

福岡県人事委員会勧告に対する地公労声明

地公労は、人事委員会に対し、労働基本権制約の代償措置として職員の士気高揚と生活の維持・改善につながる勧告を行うことを強く求め、交渉を進めてきた。

人事委員会は、10月2日に給与等に関する報告及び勧告を行った。月例給は民間給与に比べ10,190円（2.78%）下回っていたため、初任給をはじめ若年層に重点をおいて給料表を引き上げ、一時金についても民間の支給割合を下回ることから、0.10月分引き上げるべきとの勧告を行った。今回の改定では、若年層に重点は置きつつも、全世代において月例給・一時金ともに引き上げとなったことは、組合員の期待に一定程度応える内容と受け止めるが、物価高騰が続く中、特に中高年齢層の引き上げ額については、十分とはいえず不満が残るところである。

給与制度のアップデートについては、人材確保や組織パフォーマンス向上の観点から給与表改定勧告がなされた。また、扶養手当については経過措置を講じつつも配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を上げるとの勧告がなされた。地域手当については、支給割合を県内一律としてきたこれまでの経緯や本県の実情を考慮し、検討を行っていく必要があると示された。これらの手当については、今後の任命権者との交渉で、具体的な内容について慎重な検討を求めている。これらについては、今後の任命権者との交渉で、具体的な内容について慎重な検討を求めている。これらについては、今後の任命権者との交渉で、具体的な内容について慎重な検討を求めている。これらについては、今後の任命権者との交渉で、具体的な内容について慎重な検討を求めている。

働き方改革と勤務環境の整備については、近年頻発している自然災害等により業務量が增大する一方で、時間外勤務縮減がほとんど進んでいない現状から、この間地公労としては、実態改善に結びつく報告を求めてきた。本報告では「組織を挙げて強い姿勢で、その是正に取り組む必要がある。任命権者においては、定例的な業務により恒常的に長時間労働となっている場合と、災害対応等のように突発的に長時間の時間外勤務を命ぜざるを得ない場合とを区別した上で、その要因の整理・分析を行い、職員の負担軽減につながる取組を一層進めていく必要がある。」と言及し、管理監督者の責務も含めて強い意見が述べられた。

また、教職員の働き方改革についても、教職員は多忙を極め、全国的に教職員の長時間勤務や教員不足が課題となっている現状を指摘し、「校長等の管理職員が、教職員の勤務状況の把握を自らの重要な責務であると強く自覚するとともに、リーダーシップを発揮し、率先して業務の見直しや効率化・合理化を進め、教職員の勤務時間の適正化や負担軽減を行うことが極めて重要である。」と強く言及している。今後、任命権者との交渉において、より実効性ある具体的内容を求めている。これらについては、今後の任命権者との交渉で、具体的な内容について慎重な検討を求めている。これらについては、今後の任命権者との交渉で、具体的な内容について慎重な検討を求めている。これらについては、今後の任命権者との交渉で、具体的な内容について慎重な検討を求めている。

会計年度任用職員は、共に公共サービスを担う大切な仲間であることから、処遇改善を強く求めてきた。勧告では「休暇の日数、期間について、本県の任期の定めのない常勤職員との均衡を考慮し、不合理な取扱いとなっているものについては、早急に是正する必要がある。」としており、会計年度任用職員の処遇改善につながるものとなるよう、当局に求めている。これらについては、今後の任命権者との交渉で、具体的な内容について慎重な検討を求めている。これらについては、今後の任命権者との交渉で、具体的な内容について慎重な検討を求めている。これらについては、今後の任命権者との交渉で、具体的な内容について慎重な検討を求めている。

以上、地公労は人事委員会交渉に全力を挙げて取り組んできた。今後は10月18日の副知事交渉を皮切りに、県当局に対して「要求書」を提出し、県職員が意欲をもって働き続けることができる賃金・労働条件の改善に向け、さらに取り組みを進める決意である。

2024年10月3日
福岡県地方公務員労働組合共闘会議

11.12 地公労・自治労総決起集会

地公労確定交渉の山場に要求を実現するため
組合員の結集をお願いします！

期日：11月12日(火) 13:00~14:00

場所：東公園 亀山上皇像前

